

福岡誠鏡会会則

第 1 条 本会は福岡誠鏡会と称し、住所または、勤務先が福岡県内宗像市以西（筑豊地区は除く）の福岡県立八幡中学校及び福岡県立八幡高等学校卒業生及び準卒業生で構成する。

第 2 条 本会は会員相互の交流と親睦を図るとともに、母校の振興に協力することを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために必要な行事を行う。

第 4 条 本会に次の役員及び幹事を置く。

| | | |
|------|--------|----------|
| （役員） | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 若干名 |
| | 事務局長 | 1名 |
| | 事務局次長 | 若干名 |
| | 会計 | 1名 |
| | 会計監査 | 1名 |
| | 顧問 | 若干名 |
| | 理事 | 若干名 |
| | （各期幹事） | 各期ごとに若干名 |

第 5 条 会長は役員会において会員から選出し、総会において承認する。その他役員は会長が会員から選出し、役員会において承認する。

第 6 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 7 条 各役員職務は次の通り

- （1）会長は会を代表し会全般の運営に当たる。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代行をする。
- （3）事務局長は会務事務全般を処理する。
- （4）事務局次長は事務局長を補佐する。
- （5）会計は会全体の会計事務を行う。
- （6）会計監査は会計処理の監査を行い、総会においてその報告を行う。
- （7）顧問は会務全般の助言を行う。

第8条 本会は次の会を置く

- (1) 総会 定期総会は年1回会長が招集し開催する。また、会長が必要と認める場合は臨時総会を開催する。
- (2) 役員会 会長が必要の都度招集し開催する。
- (3) 八の会 会員間の懇親を図るため、1月3月7月9月に開催し、役員、各期幹事、及び通常会員にも出席を求める。
- (4) 幹事会 会長が必要の都度招集し、役員、各期幹事出席の上開催する。
- (5) その他 会長が必要と認めた場合、役員会の承認の上委員会を設置することが出来る。その委員は会長が委嘱する。

第9条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第10条

- (1) 本会の会則の改定、その他の重要事項は役員会において決議し、幹事会において承認する。
- (2) 総会では、前年度の活動内容と会計報告を行うとともに、前項の報告を行う

付 則1 本会則は、平成20年9月8日より施行する。

付 則2 本会則は、別途定める運用規程をもって補完する。

付 則3 本会則は、平成23年1月1日より施行する。

付 則4 本会則は、平成25年9月10日より施行する。

福岡誠鏡会運営規程

祝 い 金 各誠鏡会への祝い金は、出席者1名につき1万円とし、上限は3万円とする。

弔 慰 金 福岡誠鏡会の現職役員及び幹事本人のみ1万円とする。

旅費補填金 他の支部総会へ招待されて出席のための旅費については、下記の通り旅費の一部を補填する。

| | |
|--------|---------|
| 北海道誠鏡会 | 30,000円 |
| 関東誠鏡会 | 30,000円 |
| 中京誠鏡会 | 25,000円 |
| 関西誠鏡会 | 20,000円 |
| 肥後誠鏡会 | 5,000円 |
| 宮崎誠鏡会 | 25,000円 |

上記金額を上限とし、実費を支給する。

特別会計 1、会計は、一般会計及び特別会計とし、一般会計は支部運営の定例的な収支を掌理し、特別会計は特別積立金を掌理するものとする。

2、特別会計は、支部の将来の発展を期するため、毎年一定額の特別積立を行うものとする。なお、当該積立金は、総会剰余金及び善意の寄付金等をもって充て、役員会が承認した場合以外は、他の用途に使用してはならないものとする。

- 付 則 1 本運営規定は、平成23年4月4日より施行する。
2 本運営規定は、平成24年5月10日より施行する。
3 本運営規定は、平成25年5月25日より施行する。